

国立高等専門学校機構

【1. 入学時の学力・資質要件の確認方法について】

<質問内容>

- 現在の学力・資質要件の確認方法は、高校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高校等が、レポートの提出や面談等により、本人の学修意欲や進学目的等を確認し、大学等への進学後は、その学修状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切るとしているが、これらの考えを引き続き、継続するべきか。

<御意見等>

- ・学習意欲や目的意識の高い生徒が経済的な理由で進学をあきらめることがないよう、支援すべき。
- ・厳しい要件について、継続的に学力が不足している学生ではなく、一時期にわずかに不足している場合、斟酌できる余地はないか。

また、専攻科生については、優秀な学生が多いなか、各コースの人数が1桁台であるなど分母となる学生数が少ないため、優秀な学生でもGPAが下位4分の1になりやすい点が懸念である。また、本人が努力した場合であっても、その他の学生も努力するため、順位に反映されにくい。相対評価によらず、絶対評価（GPAが一定以下）とするなど順位によらないよう見直しが図れないか。

【2. 進学後の学修状況等に関する要件について】

<質問内容>

- 現在の支援対象者の要件(大学等進学後の学修状況等に関する要件(以下、「学業要件」という。))として、「廃止」「警告」の要件を引き続き、継続するべきか、あるいは何らかの見直しを図るべきか。

特に、現在の3つの要件である、「修得した単位数の割合」、「授業への出席率」、「GPA等の成績評価」それぞれの基準についてどのように考えるか。

(1) 「廃止」(支援打ち切り)の要件

次の①～④のいずれかに該当するとき

- ① 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと
 - ② 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること
 - ③ 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること
 - ④ 警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること(「停止」の場合を除く)
- ※ 上記のうち、学業成績等が著しく不良である場合は、学年の始期に遡って取り消す。
※ 令和5年10月より、2回連続で「警告」となった場合のうち、2回目の「警告」が「GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。」のみである場合、「停止」とし、次回の学業成績の判定の際、「廃止」、「警告」に該当しなければ支援を再開する措置を実施

(2) 「警告」の要件

次の①～③のいずれかに該当するとき

- ① 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること
- ② GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること
- ③ 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること

<御意見等>

- ・修得した単位数の割合

現状は適切であると考えており、継続するべき。

- ・授業への出席率

現状は適切であると考えており、継続するべき。

- ・GPA等の成績評価

専攻科生については、優秀な学生が多いなか、各コースの人数が1桁台であるなど分母となる学生数が少ないため、優秀な学生でもGPAが下位4分の1になりやすい点が懸念である。また、本人が努力した場合であっても、その他の学生も努力するため、順位に反映されにくい。相対評価によらず、絶対評価(GPAが一定以下)とするなど順位によらないよう見直しが図れないか。

【3. 学業要件の特例について】

<質問内容>

- その他、学業要件において、やむを得ない事由等がある場合には、「廃止」又は「警告」区分に該当しないこととしているが、これらの考えを引き続き、継続すべきか。

(特例①)

災害傷病、その他の事由やむを得ないがある場合は、「廃止」又は「警告」区分に該当しない。

(特例②)

次に該当する場合は、GPA 等が下位 4 分の 1 であっても、「警告」区分に該当しない。

- ・ 教育課程の特性（学生等の所属する学部等の教育課程と密接に関連した、確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等を十分に取得できる水準にあると見込まれる場合）
- ・ 児童養護施設の入所者等（社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合）

<御意見等>

- ・ 災害・傷病他本人の責によらないやむを得ない事情がある場合は、学生本人の不利益にならないよう継続すべきである。特に東日本大震災等災害により甚大な被害を受けた学校からは、特例①についての必要性に関して強く訴えがある。
- ・ 学修への意欲があっても、経済的な困窮・家庭事情・本人や家族の特性から「警告」要件以上の成績を残すことが難しい場合もあるため、成績の数値のみに拠ることなく支援ができる余地があってほしい。児童養護施設の入所者等については、経済的な問題以外の様々な困難も抱えており、それが学習の妨げとなることが推察されるため、特例②についても継続すべきである。

【4. 学校内での学修支援・生活支援について】

<質問内容>

- 各学校では、学校生活で学生等が直面する様々な問題や諸課題等に対し、「学生相談室」や「学習支援センター」等の部署等を設け、学生生活がより充実したものとなるよう支援や援助等を行っているが、本制度利用者で学業要件により「廃止」や「警告」となった学生等に対して、どのような学修支援や生活支援を行っているか。

<御意見等>

- ・各期の成績通知に学科順位を記載する等を行い、学生自身が学業要件を満たしているかを確認し、学生自身で「警告」等を回避できるような体制にしている。
- ・「警告」となった学生等に対しては、注意喚起を行っている。また、本制度利用者に限ってはいないが、日頃から、学習支援、学生支援室やSSWとの面談を行うなどしている。
- ・「廃止」となった場合は、本人から相談に乗り、別の奨学金を紹介する等している。

【5. 学生等の修学状況について】

<質問内容> ※ 把握できる範囲で御教示ください

- 学業要件で「廃止」となった学生等のうち、中途退学した学生等がいる場合、その主な理由について、どのような傾向があるか。(例：転学、学校生活不適応・修業意欲低下、経済的困窮、学力不振など)

また、学業要件で「廃止」(または「停止」)となった学生等のうち、GPA等が下位4分の1の範囲に連続して該当することによる学生等がいる場合、どのような傾向があるか。(例：1回目の「警告」となっても修業意欲が低下したままなど)

このような学生等のうち、3.の特例を設けていることに加え、やむを得ない事由等として何らかの斟酌をするべき余地がある場合として、どのようなものがあるか。

<御意見等>

- ・廃止の主な理由について、中途退学者の多くは「学力不振・修学意欲低下」である。
- ・連続して該当する理由について、1回目の「警告」となった場合であっても修業意欲が低下したままの学生がいる。学力不振においては、学科等の母数となる学生数が少ない専攻科が相対評価によって、成績下位に連続該当してしまうことがある。
- ・発達障害傾向にある学生、若者ケアラーである学生、ひとり親家庭において保護者等の体調不良、失職・短期で安定しない就業等について、斟酌をするべき余地がないか。

【6. 高等教育の修学支援新制度に関する御意見】※任意回答

<質問内容>

○ その他、本制度に関する御意見

※ 今回の見直しの対象事項でない御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。

<御意見等>

・特例における「やむを得ない事情」の、実際の運用面について整理して頂きたい。

やむを得ない事情として例示されている物の中には深くプライベートに関わる事項もあり、ある程度学生本人との信頼関係が無いと聞き取りが難しい事、内容によっては学生が近い人間には話したくないこともありうることから、学生本人から直接申告できる方法も検討いただきたい。

具体的には下記1)あるいは2)の方法を検討いただきたい。

1) 日本学生支援機構の給付奨学金継続願提出時に「やむを得ない事情があるか」を直接申告できるようにする。申告の際にはQ&Aで挙げられている各種項目(療養・介護・災害・事故・事件被害者となったことの疾病・災害/感染症の拡大による出席困難・その他)を選択できるようにし、詳しい内容を自由記述させる。

2) 学校からの成績入力後、廃止見込となった学生を「振込保留」扱いとし、定められた期限までに学生本人がWeb上で「やむを得ない事情があるか」を直接申告できるようにする。申告の際にはQ&Aで挙げられている各種項目(療養・介護・災害・事故・事件被害者となったことの疾病・災害/感染症の拡大による出席困難・その他)を選択できるようにし、詳しい内容を自由記述させる。